

「五つ星ひょうご」 募集要領（全編）

1 趣旨

兵庫県では、ひょうご五国（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）の豊かな自然や歴史・文化を生かした商品の中から、兵庫県の良さをアピールする「地域らしさ」と、これまでにない「新しさ」を兼ね備えた商品を「五つ星ひょうご」として選定し、全国に発信することにより観光・物産振興を図っています。

時代の変化とともに、この「地域らしさ」「新しさ」を兼ね備えた商品を次の世代に届けていく持続可能性、SDGsの実現が重要となっています。そのため、さまざまな社会課題の解決に取り組む「SDGs（持続可能な開発目標）」に貢献する商品への取り組みにも着目しています。

2 主催

兵庫県・公益社団法人兵庫県物産協会

3 応募資格

- (1) 兵庫県に本店もしくは支店を有する法人、団体、個人事業主であること。
- (2) 「五つ星ひょうご」に選定された場合は、次の取組に参加・協力いただけること。
 - ① 選定商品の初めてののお披露目となる、マスコミ・バイヤー等を対象にした内覧会（商談会）及び一般向け販売会（令和8年1月頃、会場は神戸市で開催予定）への出展。
 - ② 選定後（主に令和8年度）に開催される百貨店・スーパー等で開催する物産展やイベント等に出展し、選定商品の販売・PRの実施。
 - ③ 当協会が実施する選定商品に係るアンケート等への回答。
- (3) 令和7年度の「五つ星ひょうご」に選定された場合は、広報、PR経費の一部として、別途1万5千円のご負担をいただけること。

4 『五つ星ひょうご』選定品にふさわしい商品

(1) 必須要件

兵庫県の良さをアピールする「地域らしさ」と、これまでにない「新しさ」を兼ね備えた商品

- ① 地域らしさとは・・・ひょうご五国の産品や、磨き上げられた技法等を用いた、「兵庫県」ならではの商品であること。

<審査内容>

- ・コンセプト（地域へのこだわり）
- ・地元産材料等（県産の原材料の使用割合または製造加工場所）
- ・アピール力（兵庫県ならではの物産であり、地域を観光地としてアピール）
- ・地域貢献（これまでの地域貢献活動）

- ② 新しさとは・・・消費者ニーズを踏まえ、食味や風合い、デザイン・ネーミング等に新たな工夫を加えた商品であること。

＊単に「新しく作った商品」ではありません。

<審査内容>

- ・品質（製造方法の独自性、食味・風合い等）
- ・形式（デザインやネーミングの工夫、話題性）
- ・市場性（価格・量目・サイズ等）

(2) 加点要素

社会課題の解決に取り組む「SDGs（持続可能な開発目標）」の17の目標いずれかに貢献する商品

- ・SDGsに貢献とは・・・商品を通じて社会や環境の持続可能性に貢献していること。

5 出品条件

1 事業者につき1商品（食品・非食品の単品商品又はセット商品）とし、次のすべての条件を満たしたものとします。なお、選定後であっても、応募資格・出品条件に違反していることが判明した場合は、選定を取り消す場合があります。

- (1) 「4 五つ星ひょうご選定品にふさわしい商品」で示す「地域らしさ」と「新しさ」を兼ね備えた商品であること。
- (2) 兵庫県産の材料を全てまたは一部に使用している、もしくは製品の最終加工が兵庫県内で行われた商品であること。
- (3) 原則、自社製造の商品であること。（他メーカーへの製造委託は可）
- (4) 適量、継続的な生産体制が整っていること。（一点ものは不可）
- (5) 令和7年6月16日の時点ですでに商品として確立し、販売実績があること。
- (6) 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。
- (7) 商標権等の知的財産権に関して問題が生じていない商品であること。
※万一、第三者より権利侵害の提訴がなされた場合は、主催者側（兵庫県等）に発生した損害を含め、応募者自身の負担と責任において対応していただきます。
- (8) 選定された商品については、「五つ星ひょうご」のロゴシール（別途費用負担）を貼るか、ラベル・パッケージ改訂時にロゴマークを入れるなどPRに努めること。
- (9) 選定された場合は、当協会からのアンケートや問い合わせにすみやかに回答すること。

【選定対象商品】

食品・非食品の単品商品及びセット商品〔商品の詰合わせセットも可〕

但し、セット商品として応募し選定された場合は、セットの一部を単品として販売する場合に「五つ星ひょうご」を名乗ることはできない。

	食品部門	非食品部門	
概要	加工食品及び食生活に関する商品 ※野菜、魚などの第1次産品は対象外。ただし、タレ・ソース等と一緒に販売し、加工食品とみなされる場合は対象とする。	一般消費者を対象とした製品で、その製品だけで使用可能な商品 ※ネジ、歯車、バネなど単独での使用ができないものは、原則として対象外とする。	
商品	・加工食品、和・洋菓子等 ・酒類、飲料品、調味料等	① 衣料関係 （衣料品・装飾品等）	② 日用品、生活関連
		・洋服（アパレル全般）、和服、靴、バック等 ・小物類、雑貨、ジュエリー、腕時計等	・インテリア、日用雑貨、コスメ、文具、照明器具等 ・スポーツ・アウトドア用品、ペット用品等

6 選定

(1) 選定方法

（公社）兵庫県物産協会に選定委員会を設置し、委員による審査を行います。

応募者によるプレゼンテーションはありません。

①応募受付後、提出書類の内容確認のため必要に応じて問い合わせることがあります。

②選定委員会では現物審査を行いますので、指定する期日に商品見本を提出していただきます。

【商品見本提出について】

- ・食品は冷蔵・冷凍など必要な処理をした上で、10～15人分程度を送付していただきます。
- ・審査に関する費用（梱包・配送・商品の提供など）は、各事業者の負担となります。
- ・商品の返却は原則不可、返却希望の際は着払となります。
- ・指定期日までに商品の提出が間に合わない場合は審査不可となります。

(2) 選定基準

ひょうご五国(摂津・播磨・但馬・丹波・淡路)の豊かな自然や歴史・文化を生かした製品の中から、兵庫県の良さをアピールする「地域らしさ」と、これまでにない「新しさ」を兼ね備えているかを必須要件として審査、「SDGs（持続可能性）」に貢献する商品の場合は加点要素として審査し、選定委員の協議により選定します。

「五つ星ひょうご」が求める「地域らしさ」と「新しさ」、「SDGs（持続可能性）」については、「4 五つ星ひょうご選定品にふさわしい商品」をご参照ください。

(3) 選定委員

学識経験者、マスコミ関係者、バイヤーなどで構成します。

(4) 審査商品の公表

応募事業者へは直接選定結果をお知らせします。なお、選定された商品は「五つ星ひょうご」web サイト (<https://5stars-hyogo.com>) で公表します。

(5) 選定商品の登録更新 (更新費用は無料)

- ① 選定次年度から5年間は「五つ星ひょうご」選定商品として登録されますが、以降は5年おきの登録の更新が必要となります。
- ② 5年経過時の年度中に事務局から更新手続について連絡しますので、更新の有無を必ず回答してください。

7 選定商品のPR等

※選定後のPR期間に合わせ、「令和7年度五つ星ひょうご」としてPRします。

(1) 内覧会・販売会の開催を予定しておりますので、必ず出展をお願いします。

※ 内覧会・販売会は令和8年1月末に開催予定（会場：神戸市）

※ 内覧会ではマスコミ及び百貨店バイヤー等に対するPR、販売会では一般の方を対象に商品をPR・販売

※ 出展に伴う商品の配送料等は、出展者負担

(2) パンフレットを作成し、マスコミ、流通関係者、一般消費者に配布するとともに、「五つ星ひょうご」web サイト・フェイスブック・インスタグラムを活用したPRを図ります。

(3) 百貨店等における物産展の開催や各種イベント等の出展機会に参画いただき、選定商品のPR・販売促進に利用いただけます。

(4) 兵庫県より運営委託を受けている、ひょうごふるさと館（神戸阪急新館、商談有）、Yahoo!ショッピング「ひょうごの特産品」及び令和7年度に新規開設予定の兵庫県公式オンラインショップにおける販売にもつながります。

8 応募方法

出品申込書は、下記URLよりダウンロードしてご利用ください。

URL <https://5stars-hyogo.com>

五つ星ひょうご

検索

(1) 応募期間

令和7年6月16日（月）～ 令和7年8月13日（水）

(2) 応募書類

①【出品申込書】Excel

○【チェックシート】応募に必要な各種書類がそろっているか、チェックを記入してください。

○ 様式第1号－1：令和7年度「五つ星ひょうご」申込シート

○ 様式第2号－1：出品商品PRシート（1）

○ 様式第2号－2：出品商品PRシート（2）および商品画像

○ 様式第2号－3：調理レシピ・・・食品の場合、選定委員会時の調理方法（レシピ）

※出品商品PRシートは選定委員会の際、審査員が商品の特徴などを理解する唯一の資料となりますので、分かりやすく簡潔に記載してください。

※選定委員会の資料等に活用するため、出品商品の画像データを提出していただきます。

※食品を応募する場合、食品一括表示と賞味期限が記載された箇所の写真を商品画像欄に添付してください。

②【添付書類】 ※は必要に応じて提出していただく書類

- 1 納税証明書（その3）：県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の延滞がないことを証する納税証明書
（個人の場合：その3の2 法人の場合：その3の3）
- 2 事業概要がわかるもの（会社概要、パンフレット等）
- 3 出品商品に必要な営業許可、販売免許の写し ※
- 4 特許権、商標権等を取得している場合はその写し ※
- 5 県産材料を使用する場合は、産地の証明となる資料 ※
- 6 商品名等に「地域名」や「ブランド銘柄」を冠する場合は（例：神戸牛・神戸ビーフ、淡路島産玉ねぎ、丹波産黒豆、雪姫ポーク等）、その根拠となる資料 ※

＜原材料に神戸牛及び但馬牛を使用している場合＞

商品名等に神戸牛や但馬牛にちなんだ名称を冠している場合、神戸肉流通推進協議会の指定登録店であるか、または、同協議会から商標使用の許諾を得ていることがわかる書類を提出すること。

(3) 応募書類の提出について

- ・「出品申込書」及び「添付書類の写し」をメールにて受け付けます。
- ・出品申込書は、商品画像と併せてデータ送信願います。（※PDFに変換せず送信ください。集計に使用します。）
- ・メールのタイトルは、応募者名・「五つ星ひょうご選定商品への応募」としてください。

【提出先】 info@5stars-hyogo.com （Excel で送信）

※メールが使用できない場合は、別途ご連絡ください。

〔 令和7年8月13日（水）必着 〕

(4) 申込上の注意

- ・提出頂いた応募書類は、原則として返却いたしません。
- ・審査・選定に必要と判断した際は、都度許可証・証明書等書類の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類、添付書類のみ送信してください。
- ・商品見本の提出時期や送付方法については、後日お知らせします。

9 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月上旬	選定委員会開催、選定商品の決定
令和7年 10月中旬	選定結果の公表
令和7年 11月 ～令和8年 1月	選定商品を掲載したパンフレットの作成
令和8年 1月 末頃	内覧会・販売会開催
結果公表後順次	ひょうごふるさと館・ネットショップでの販売、各種物産展・商談会・イベント等への出展

10 個人情報の保護について

提出いただいた個人情報は、（公社）兵庫県物産協会において適正に管理し、「五つ星ひょうご」以外の目的に使用することはありません。

11 お問い合わせ

公益社団法人兵庫県物産協会 事業課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階

T E L 078-362-3858 (9:00~17:00 土日祝除)

U R L <https://5stars-hyogo.com> E-Mail info@5stars-hyogo.com

※（公社）兵庫県物産協会への加入のお願い

「五つ星ひょうご」に選定された場合、次年度より（公社）兵庫県物産協会に加入（年会費 24,000 円）をお願いします。

【参考】（公社）兵庫県物産協会の概要

①目的：兵庫県内の物産の振興と販路の拡大に必要な事業を実施し、県内産業の発展に寄与する。

②会員：法人の目的に賛同する市町、商工会議所・商工会、個人・団体等

（令和 7 年 3 月末時点 会員数 5 3 3）

③入会の特典

・物産展や商談会を通じた新たな販路の開拓が可能

令和 6 年度実績：物産展・商談会等の開催・参加回数 1 0 回

各物産展・商談会等への出展情報提供回数 4 0 回

・「ひょうごふるさと館」（神戸阪急新館 5 階）での販売が可能（商談必要）

・当協会が運営している Y a h o o ! ショッピング「ひょうごの特産品」（ネット販売）での販売が可能（商談必要）